

2020年(令和2年)

発行日/毎月2回(1日、15日)

4/1号

第1929号



まちだ

市の宣言

- 男女平等参画都市宣言
- 非核平和都市宣言
- 青少年健全育成都市宣言
- 交通安全都市宣言



発行 ● 町田市 編集 ● 政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
市役所の代表電話 ● 042-722-3111
市役所の窓口受付時間 ● 午前8時30分～午後5時
ホームページ ● <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

町田市
ホームページ



今号の紙面から ● 5面 ふるさと納税の返礼品等を新たに追加しました ● 6面 新・町田市子どもマスタープラン(後期)を策定しました

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスに関する情報は日々更新されています。最新の情報は、下記ホームページからご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#) [新型コロナウイルスに関するQ&A](#) [検索](#) [市HP](#) [新型コロナウイルス感染症について](#) [検索](#)

※この記事の内容は3月26日時点の情報です。

市では、新型コロナウイルス感染症について、多数の国内感染者が出ていることなどを踏まえ、「町田市危機管理指針」に基づき、市長を本部長とする「町田市危機事態対策本部」を2月18日に設置しました。その後、新型インフルエンザ等対策措置法改正により、新型コロナウイルス感染症が対象感染症に指定されたことに伴い、3月16日に「町田市新型インフルエンザ等対策本部」へ体制を変更し、対応にあたっています。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ ～市長から市民の皆様へ

現在、新型コロナウイルス感染症は、世界中に広がり続けています。

国内においても予断を許さない状況になってきました。特に東京都内は深刻な状況となっており、1日の感染確認者数が急増し、また、感染経路が不明な方も増えてきております。まさに私たちの身近なところにも感染の危険が迫ってきている状況と言えます。

感染拡大を防止するためには、①換気の悪い密閉空間②多くの人々が密集する場所③間近で会話や発声をする密接場面、この3つを避けることが重要だと言われています。

そこで、市では、屋内外の市民利用施設を4月12日まで閉鎖することにしました。また、同様に、市が主催するイベントについても同日まで中止しま

す。なお、小・中学校の始業式や入学式については、出席者を児童・生徒、教職員、保護者に限定し、時間を短縮して実施します。

感染者の爆発的な増加を防ぐためには、一人ひとりが危機意識を持った行動が必要となります。

市民の皆様におかれましては、適切な行動及び感染予防に努めるよう改めてご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症を理由とした、不当な差別や偏見、いじめ等も広がっています。不当な人権侵害とならないよう、正しい情報に基づいた行動をとるよう、ご配慮願います。

町田市長 石阪丈一

新型コロナウイルスについて多く寄せられているお問い合わせ

●町田市ホームページで情報を知りたい

最新の情報は、各担当課または各施設にお問い合わせいただくか、町田市ホームページのトップページ(右記二次元バーコード)上部「緊急情報」をご確認ください。



●中止・延期するイベントや施設の休館について知りたい

状況により、変更となる場合があります。最新の情報は町田市ホームページをご覧ください。

*中止・延期するイベント

4月12日までに開催される市の主催イベント等は原則、感染拡大防止の観点から中止または延期とします。

*施設の休館等

子どもが利用する施設(子どもセンター等)、不特定多数の方が利用する生涯学習施設(図書館、生涯学習センター等)、スポーツ施設(トレーニング施設、プール等)などの市の施設は原則、4月12日まで休館します。

*貸出施設のキャンセル・ペナルティの取り扱い

貸出施設(指定管理施設を含む)の4月30日までの予約について、感染拡大防止の観点からキャンセルがあった場合は、キャンセル料、施設予約上のペナルティは発生しません。

税の申告・納付に関するお知らせ

【市民税・都民税の申告期限を延長します】

申告期限4月16日まで [場](#)市民税課(市庁舎2階)

[問](#)市民税課☎724・2114、2115

【市税を一度に納付することが困難な方はご相談ください】

納税者またはその生計を同じくする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など、事情に応じて分割納付等のご相談をお受けします。

[問](#)納税課☎724・2122

「新型コロナウイルスに感染したかも」と思った時の相談先

風邪の症状や37.5度以上の発熱がある

強いだるさや息苦しさがある

4日続いたら

高齢の方、基礎疾患がある方
(妊娠中の方は重症化しやすい方と同様)

2日続いたら

すぐ相談

○帰国者・接触者電話相談センター ☎724・4238

月～金曜日午前9時～午後5時(祝休日を除く)

○都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03・5320・4592

上記以外の曜日・時間帯

上記以外の方

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

○町田市役所代表電話☎722・3111

○東京都電話相談窓口☎0570・550571(ナビダイヤル、多言語による相談可)

FAX03・5388・1396(聴覚障がいのある方等)

○厚生労働省電話相談窓口☎0120・565653

生活福祉資金貸付制度(特例貸付)

[町田市社会福祉協議会](#) [検索](#)

生活資金にお困りの方に向けた、特例貸付を行っています。必ず事前に電話で町田市社会福祉協議会へ予約してください。

[問](#)(社福)町田市社会福祉協議会☎722・4898、町田市福祉総務課☎724・2133

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

[問](#)広聴課☎724・2102

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や外国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等が広がっています。感染者を受け入れた病院で治療にあっている医療機関関係者やその家族、海外から帰国された方や外国の方に対して、不当な差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷があってははいけません。誤った情報等に惑わされて人権侵害とならないよう、冷静な行動をお願いします。

市では、不当な差別やいじめについての相談を、10面暮らしに関する相談「③人権身の上相談(人権侵害などの問題)」で受け付けています。また、法務省や東京都の人権相談は町田市ホームページでご確認いただけます。

[市HP](#) [新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について](#) [検索](#)

人口と世帯(外国人含む)

人口：428,533人(男:209,729人・女:218,804人)(前月より146人減) / 世帯：197,799世帯(前月より63世帯増)

2020年3月1日現在